

1-3 保健福祉課（障がい者支援チーム）

(1) 相談支援体制の充実

1 発達障がい相談支援推進事業

発達障がいサポートコーチを配置（社会福祉法人福島県福祉事業協会に委託）し、発達障がい児（者）が適切なサービスを利用できる体制を整備しました。

相談件数：延べ 67 件

2 相談支援体制整備事業

(1) 市町村自立支援協議会に対する支援

管内自立支援協議会及び各専門部会の活動状況等を把握するとともに、協議会等に参画して活動を支援しました。

(2) 圏域連絡会の開催

障がい福祉の推進のため、圏域の課題等を検討する相双障がい保健福祉圏域連絡会を開催しました。

開催日：平成 27 年 3 月 12 日

開催場所：福島県立テクノアカデミー浜（南相馬市原町区萱浜）

3 市町村地域生活支援事業補助事業

障がい者及び障がい児の自立した日常生活又は社会生活を確保するために、市町村において実施される理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業等を支援しました。

補助率：国 1/2、県 1/4

交付件数：相馬市外 11 市町村

(2) 事業者・施設の適正な運営の確保

1 指定障害福祉サービス事業者等の指導等事業

障害者の日常生活及び社会福祉を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービスを提供するための施設・事業所における適正な事業運営を確保するため、実地指導等を実施しました。（本庁福祉監査課主催）

実施件数：2 施設・事業所

(3) 生活を支えるサービスの充実

1 重度障がい者支援事業

(1) 重度心身障がい者医療費補助事業

市町村が実施する重度心身障がい者の医療費の助成分を補助しました。

補助率：1/2（入院時食事療養費の標準負担額は対象外）

交付件数：相馬市外 11 市町村

(2) 在宅重度障がい者対策事業

市町村が実施する在宅重度障がい者に対する治療材料等の給付費用を補助しました。

補助率：1/2

交付件数：相馬市外 10 市町村

(3) 人工透析患者通院交通費補助事業

市町村が実施する人工透析通院患者に対する通院費用の助成分を補助しました。

補助率：1/2

交付件数：相馬市外 7 市町村

2 特別障害者手当等給付費

障がい者の所得保障と福祉の増進を図るため、日常生活において常時特別の介護を要する 20 歳以上の在宅の最重度障がい者、20 歳未満の在宅の重度障がい児及び重度障がい者に対し特別障害者手当等を支給しました。(支給月：5, 8, 10, 月)

特別障害者手当 382 件

障害児福祉手当 598 件

経過福祉手当 36 件

■特別障害者手当等受給者状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在) (単位：人)

区分	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過福祉手当	受給者計		
市町村						
相馬市	22	17	2	41		
南相馬市	25	25	3	53		
市計	47	42	5	94		
郡計	双葉郡計	広野町	2	1	0	3
		檜葉町	2	14	1	17
		富岡町	7	11	0	18
		川内村	3	2	0	5
		大熊町	2	6	1	9
		双葉町	2	1	0	3
		浪江町	8	7	0	15
		葛尾村	1	2	0	3
	相馬郡計	5	4	1	10	
	新地町	0	1	1	2	
飯館村	5	3	0	8		
郡計	32	48	3	83		
合計	79	90	8	177		
前年同日	83	97	10	190		
対前年同日比 (増減)	▲ 4	▲ 7	▲ 2	▲ 13		

3 障がい福祉サービス等給付事業

(1) 障がい福祉サービス等給付事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条に基づく介護給付費及び訓練等給付費（在宅系・施設系）について、市町村が指定障害福祉サービス事業所に支出した費用の一部を負担しました。

負担率：国 1/2、県・市町村 1/4

交付件数：相馬市外 11 市町村

(2) 身体障がい児者補装具費給付事業

身体障がい児・者の障がいを軽減させるために行う義肢、車いす等の補装具の給付・修理にかかる補装具費について、市町村が支出した費用の一部を負担しました。

負担率：国 1/2、県・市町村 1/4

交付件数：相馬市外 11 市町村

(3) 自立支援医療給付費（更生医療）

身体障がい者が更生するために行う医療費について、市町村が支出した費用の一部を負担しました。

負担率：国 1/2、県・市町村 1/4

交付件数：相馬市外 5 市町村

4 医療援護事業

心身ともに健全なる子どもの出生と育成を図るために、身体障がい児に対して、必要な給付等を行いました。

(1) 自立支援医療費（育成医療）

身体に障がいのある児童のうち、確実に治療効果が期待される児童に必要な医療費について、市町村が支出した費用の一部を負担しました。

負担率：国 1/2、県・市町村 1/4

交付件数：相馬市外 2 市町

5 社会福祉施設整備事業

障がい者の施設福祉サービスの充実を図るため、社会福祉施設の整備、改修等を行う法人に対し整備費の一部を補助しました。

当所は、当該法人に対して、計画提出時や申請時の助言・指導、設計審査、竣工検査時に立会等を行いました。

6 障害者総合支援法関係事務

(1) 指定障害福祉サービス事業所等の指定等事務

指定障害福祉サービス事業所等の指定申請書及び変更届等の審査事務並びに指定障害福祉サービス事業所等からの相談、問い合わせ等への助言・指導を行いました。

■管内指定障害福祉サービス事業所等の指定状況（平成27年4月1日現在）

サービス種別	事業所数（うち休止中）
居宅介護・重度訪問介護	15(4)
行動援護	0(0)
同行援護	4(0)
短期入所	10(1)
共同生活援助	9(3)
就労移行支援	1(1)
就労継続支援B型	15(4)
就労継続支援A型	1(0)
生活介護	15(2)
自立訓練（生活訓練）	4(1)
宿泊型自立訓練	0
指定相談支援事業所	12(0)
施設入所支援	8(0)
障害児通所支援	12(5)

※障害児通所支援については、児童福祉法に基づく指定。

(2) 自立支援医療（更生医療・精神通院医療）事務

自立支援医療機関の指定申請及び自立支援医療受給者証の記載事項変更等の事務処理を行いました。

(3) 市町村自立支援給付支給事務等実地調査

自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対して自立支援給付支給事務等に関する実地調査を行いました。

実施件数：6市町村

■身体障害者手帳所持者数（平成27年4月1日）

市町村		人数 手帳所持者数 (人)	障がい内訳(人)					
			視覚	聴覚 平衡	音声 言語 そしゃく	肢体 不自由	内部	
相馬市		1,616	103	129	16	899	469	
南相馬市		3,043	217	232	29	1,656	909	
市計		4,659	320	361	45	2,555	1,378	
郡	双葉郡	広野町	197	17	10	1	106	63
		檜葉町	456	32	28	7	279	110
		富岡町	579	31	45	5	322	176
		川内村	158	16	19	1	78	44
		大熊町	459	25	51	9	245	129
		双葉町	360	21	27	5	204	103
		浪江町	983	64	76	11	524	308
		葛尾村	104	4	12	2	69	17
	双葉郡計	3,296	210	268	41	1,827	950	
	相馬郡	新地町	392	27	36	4	228	97
		飯館村	484	23	56	4	268	133
相馬郡計		876	50	92	8	496	230	
郡計		4,172	260	360	49	2,323	1,180	
合計		8,831	580	721	94	4,878	2,558	
構成比(%)		100	6.5	8.2	1.1	55.2	29	
前年同日計(人)		9,440	628	760	108	5,269	2,675	
前年同日構成比(%)		100	6.7	8.1	1.1	55.8	28.3	
前年比(増減・人)		△ 609	△ 48	△ 39	△ 14	△ 391	△ 117	
構成比増減(ポイント)		+ 0.0	△ 0.2	+ 0.1	+ 0.0	△ 0.6	+ 0.7	

■療育手帳所持者の状況(平成27年4月1日現在)

市町村		人数	障害程度		計(人)
			A(人)	B(人)	
相馬市		111	204	315	
南相馬市		183	398	581	
市計		294	602	896	
郡	双葉郡	広野町	24	39	63
		檜葉町	37	46	83
		富岡町	58	62	120
		川内村	18	33	51
		大熊町	27	51	78
		双葉町	19	39	58
		浪江町	64	93	157
		葛尾村	9	9	18
	双葉郡計	256	372	628	
	相馬郡	新地町	29	29	58
		飯館村	28	56	84
相馬郡計		57	85	142	
郡計		313	457	770	
合計		607	1,059	1,666	
構成比(%)		36.4	63.6	100	
前年同日計(人)		607	1,043	1,650	
前年同日構成比(%)		36.8	63.2	100	
前年比(増減・人)		+ 0	+ 16	+ 16	
構成比増減(ポイント)		△ 0.4	+ 0.4	+ 0.0	

■精神障害者保健福祉手帳所持者数(平成 27 年 3 月 31 日現在)

市町村	人数	24年度末 (人)	25年度末 (人)	26年度末 (人)	障害等級			
					1級(人)	2級(人)	3級(人)	
相馬市		178	177	172	23	119	30	
南相馬市		223	243	293	41	181	71	
市計		401	420	465	64	300	101	
郡	広野町	7	10	15	4	9	2	
	檜葉町	23	24	30	3	18	9	
	富岡町	40	39	41	6	27	8	
	川内村	15	14	13	1	9	3	
	大熊町	38	40	54	7	31	16	
	双葉町	11	20	24	1	13	10	
	浪江町	69	78	89	17	57	15	
	葛尾村	5	5	6	0	5	1	
	双葉郡計		208	230	272	39	169	64
	新地町		21	24	29	4	20	5
	飯館村		32	35	40	5	28	7
相馬郡計		53	59	69	9	48	12	
郡計		261	289	341	48	217	76	
合計		662	709	806	112	517	177	
				構成比 (%)	100.0	13.9	22	

※ 過年度の業務概況(平成 24 年度末及び 25 年度末の手帳所持者数)について、有効期限が切れた方も計上する誤りがありましたので、上記に正しい人数を掲載します。

(4) ライフステージに応じた障がいのある子どもへの支援

1 障がい児(者)地域療育等支援事業【所重点】

(1) 障がい児(者)専門相談支援事業

相談支援アドバイザーを配置(社会福祉法人福島県福祉事業協会に委託)し、市町村における相談支援体制の整備を支援しました。

(2) 障がい児等療育支援事業

地域の医師、理学療法士等の療育の専門家を活用することで、地域における専門的な相談支援体制を確保しました。

相談対応件数:延べ 437 件

(5) 保健医療体制の充実

1 精神保健医療費関係事業

(1) 精神障がい者の措置入院等

精神障がいによる自傷他害のおそれ又はその疑いのある者を、保護通報または通報により精神保健指定医2名が診察し、その結果入院が必要と認められる者を指定病院に搬送し、措置入院させました。

■申請・通報・届出件数

年度	保護申請 (22条)	通報件数			計	診察不要件数	診察件数		措置件数	措置解除件数	措置患者数 年度末現在
		(23条) 警察官	(24条) 検察官	(25条) 矯正施設			一次	二次			
24	0	4	3	0	7	2	5	2	2	3	0
25	0	15	5	1	21	3	18	8	7	6	1
26	0	9	9	0	18	9	8	6	5	7	0

(2) 措置入院者の管理

措置入院者の適正な医療及び保護を図るため、措置入院者の医療費を公費負担するに当たり、措置入院者の費用徴収7件、措置解除7件等の管理を行いました。

(3) 入院者の退院請求等に関する調査

精神科病院の入院者等からの退院等請求に際して、精神保健福祉センターからの依頼に基づき事前調査1件を行いました。

(4) 医療保護入院者の管理

医療保護入退院者届の台帳整理、精神保健福祉センターへ提出等、精神障がい者医療保護入院者の管理を行いました。

■医療保護入院届出件数

市町村名	件数
相馬市	27
南相馬市	63
広野町	1
檜葉町	1
富岡町	0
川内村	0
大熊町	0
双葉町	0
浪江町	1
葛尾村	0
新地町	4
飯舘村	1
管外住民	3
計	101

■医療保護入院届出の疾患内訳

疾患別	件数	割合 (%)
器質性精神障害	37	36.6
統合失調症	38	37.6
気分(感情)障害	16	15.8
知的障害	0	0.0
中毒性精神障害	7	7.0
その他	3	3.0
計	101	100.0

(注) 管外の精神科病院への入院は除く。

(平成27年3月31日現在、管内5病院中3病院休止)

2 精神保健指導事業

(1) 精神訪問指導事業

精神疾患の早期治療及び精神障がい者の社会復帰の促進を図るため、精神保健福祉に関する相談対応や訪問指導を行いました。

ア 心の健康相談

実施回数：6回（所内2回、所外4回）

実施場所：所内相談室、相馬市保健センター、新地町保健センター

相談者数：実6人、延7人

イ 精神保健福祉相談（随時）

来所相談：実31人、延37人

電話相談：実81人、延220人

ウ 家庭訪問（随時）実9人、延13人

エ ひきこもり家族教室

ひきこもり状態にある青少年の家族等が、ひきこもりに関する基本的な知識や対応の心構えを学ぶとともに、家族の孤立を防止し、家族自身の持つ潜在的な問題解決能力の回復・強化を図ることを目的として実施しました。

実施回数：4回（うち1回は公開講座）

実施場所：所内会議室、所内相談室

参加者数：家族 実4人、延10人

公開講座 20人（うち17人は支援関係者）

(2) 精神科病院実地指導及び入院患者の実地審査

人権に配慮した適正な精神医療の確保、入院制度等の適正な運用を図るため、管内の精神科病棟を有する病院の実地指導及び実地審査を行いました。

実地指導：2回（雲雀ヶ丘病院、高野病院）

実地審査：2回（措置入院者0人、医療保護入院者9人）

3 精神障がい者地域移行・地域定着推進事業【所重点】

(1) 精神障がい者自立生活支援事業

精神障がい者の地域移行・地域定着を推進するため、本庁障がい福祉課が設置した精神障がい者地域移行・地域定着検討会に3回参画し、課題把握と解決策の検討を行いました。

(2) 精神障がい者地域生活移行理解促進基礎研修

精神障がい者の地域移行や地域定着を円滑かつ効果的に実施するため、地域住民や市町村職員等に対して、精神疾患及び精神障がいの理解促進を図り、地域移行・地域定着に関する理解を深めるため研修会を開催しました。

開催日：平成26年11月10日

開催場所：福島県立テクノアカデミー浜（南相馬市原町区萱浜）

参加者数：72人

内容：①講演「精神疾患や精神障がいに対する偏見と普及啓発活動
～地域社会での取り組み～」

講師 東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科 講師 菅原里江氏

②「心の病を体験した当事者の思い」

当事者 東北福祉大学メンタルヘルスプロモーション内
仙台スピーカーズビューロー 川村有紀氏

(6) 自殺対策の充実

1 自殺対策緊急強化基金事業【所重点】

(1) 普及啓発事業

自殺予防に関する普及啓発を図るため、9月、3月の自殺対策強化月間に、街頭キャンペーンを実施したほか、自殺予防セミナー等を開催しました。

ア 自殺予防街頭キャンペーンの実施

①9月自殺対策強化月間

開催日：平成26年9月10日

開催場所：相馬市（ショッピングタウンベガ）

南相馬市（南相馬ジャスマール）

参加者数：延28人

配布部数：1,269部

②3月自殺対策強化月間

開催日：平成27年3月3日

開催場所：相馬市（ヨークベニマル相馬黒木店前）

南相馬市（ヨークベニマル原町西店前）

参加者数：延23名

配布部数：1,210部

イ 自殺予防セミナーの開催

開催日：平成26年10月20日

実施場所：相馬市総合福祉センター（はまなす館）

参加者数：37人

内容：講演「笑いヨガでストレス解消～こころとからだのリラックス～」

講師 快フィットネス研究所 所長 吉井 雅彦 氏

ウ 自殺予防に関する心の健康講座、啓発資料等の配布、所ホームページへの掲載 出前講座等の実施や研修会、会議等を通して啓発資料を配布し、自殺の現状や 自殺予防への取組について普及啓発を行いました。

(2) 市町村人材育成事業

地区リーダーや被災者の健康支援者等を対象とした研修を開催し、自殺の兆候を発見し自殺を予防するゲートキーパーの養成を図りました。

ア 自殺予防ゲートキーパー養成研修会

開催日：平成26年12月1日

開催場所：南相馬合同庁舎南庁舎会議室

参加者数：35人

内容：①講義「自殺の現状とゲートキーパーの役割」

講師 福島県精神保健福祉センター

自殺対策専門員 梅津 直美 氏

③講義・実習「円滑なコミュニケーションをめざして

～自分も相手も大切にしたい自己表現について～」

講師 福島県立医科大学 医療人育成・支援センター

助教（臨床心理士） 本谷 亮 氏

(3) 市町村自殺対策緊急強化支援事業

市町村が地域の状況に応じて実施する中長期的な計画策定にかかる費用や、うつ病ハイリスク者に対する相談支援、住民向けの啓発等の自殺対策事業に対して助成しました。

補助率 10/10

交付件数：相馬市ほか7市町村

(4) 対面型相談支援事業

うつ病で治療中の家族を対象に、病気と患者への支援を学び合うための「家族のためのうつ病教室」を開催しました。

開催回数：4回（うち2回は公開講座）

開催場所：所内相談室（公開講座は所内会議室）

参加者数：実8人、延12人

（公開講座 1回目：延23人、2回目：延23人）

(7) 被災者への支援

1 被災者の心のケア事業【全庁重点・所重点】

被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）やうつ病、アルコール問題等の心の問題に対応するため、地域の精神保健活動の拠点である「ふくしま心のケアセンター」と連携し、処遇困難ケースについて支援等を図りました。

2 特別講演（一般社団法人福島県精神保健福祉協会相双支部との共催）

平成26年4月1日に施行された精神保健福祉法の一部改正について、精神保健医療福祉関係者が改正内容を正しく理解し、連携を強化しながら、精神障がい者の地域生活を支えていくことで、地域全体の精神的健康の向上を図ることを目的に開催しました。

開催日：平成26年5月29日

開催場所：南相馬合同庁舎南庁舎会議室

参加者数：29人

内 容：講演「精神保健福祉法の一部改正について
～雲雀ヶ丘病院での取り組み～」

講師 公益財団法人 金森和心会 雲雀ヶ丘病院
院長 熊倉 徹雄 氏
精神保健福祉士 渡辺 幸恵 氏